

## まん延防止等重点措置後の営業時間短縮要請に伴う協力金について

令和 3 年 5 月 24 日 経済観光局・財政局

## 1. 予算

県が5月20日(木)に協力金の予算の専決処分を行ったことから、本市も協力金に係る県への負担金を予算化する必要があり、5月25日(火)に専決処分により対応しました。

本市の負担は、県からの依頼を踏まえ、他市町村と同等の協力金を対象事業費とし、これまで同様、事業費から国負担を除いた地方負担額の 1/2 とします。

		(単位:千円)		
		5月16日~5月31日 【店舗数の追加】	6月1日~6月13日 【期間の追加】	計
県事業費		120,000	2,843,750	2,963,750
負担内訳	国	96,000	2,275,000	2,371,000
	県	12,000	284,375	296,375
	市	12,000	284,375	296,375

5月16日~5月31日については、酒類を提供する店舗(4,400店)に係る予算を計上済であるため、全飲食店(4,500店)との差である100店分の予算を積算。

財源については、前年度繰越金(一般財源)を活用。

## 〔本市負担分の整理表〕

協力金の支給対象		本市内(重点措置区域) の支給概要	うち本市負担の対象
飲食店等	中小企業	30千円~100千円/日	25千円~75千円/日(※)
	大企業	(上限) 200千円/日	200千円/日
大規模集客施設		(1,000㎡毎に) 200千円/日	無し(すべて県負担)
大規模集客施設内のテナント		(100㎡毎に) 20千円/日	無し(すべて県負担)

※支給額との差額(5千円~25千円/日)については、県が負担。

## 〔令和3年度予算の累計〕

要請概要				本市負担		
期間	区域	対象	店舗数 (件)	予算計上		予算額 (千円)
				日付	種別	
4月29日~5月12日	中心市街地のみ	酒類提供の飲食店等	2,200	4月28日付	専決	192,354
5月10日~5月31日	市内全域	酒類提供の飲食店等	4,400	5月10日付	専決	464,750
5月16日~6月13日	市内全域	全飲食店等	4,500	5月25日付	専決	296,375
計						953,479

## 2. 本市内における飲食店等に対する要請の概要

### ■要請期間

令和3年5月16日20時から同年6月13日24時まで

### ■要請対象

20時以降も営業している飲食店等（約4,500店舗）

### ■要請内容

営業時間を20時までに短縮し、終日、酒類提供や酒類の持ち込み対応を行わないこと。

## 3. 協力金交付の実施主体

- 県から事業者に対して交付する。
- 市は、制度の案内、申請書類の配布、店舗の協力状況の見回り等で連携する。

## 4. 協力金の交付対象

要請の対象者であって、原則として要請期間のすべてにわたり、営業時間の短縮等に協力したもの

### 5.1 事業者あたりの協力金(日額)

企業の規模や前年度又は前々年度の1日あたりの売上高等に応じた額

区分		協力金日額
企業規模	前年度又は前々年度の売上高/日	
中小企業	75,000円以下	30,000円
	75,001円～250,000円	売上高/日×40%
	250,000円超	100,000円
大企業	—	売上高減少額/日×40% <sup>(※)</sup>

※大企業分の上限額=20万円

## くまもと森都心プラザ指定管理料について

産業振興課

### 1 事業概要

#### 【債務負担行為】

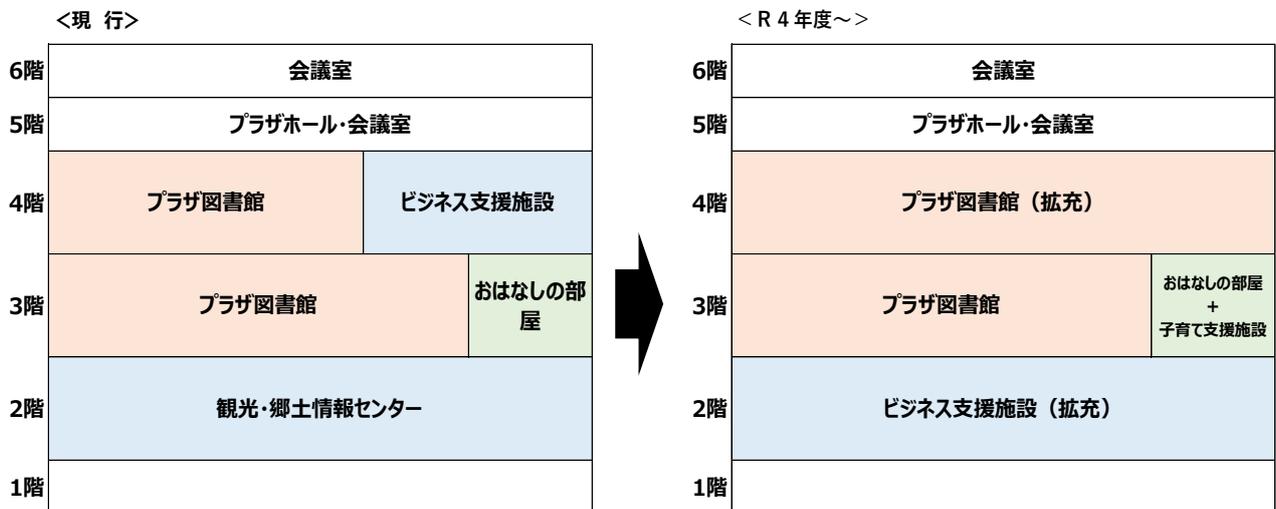
くまもと森都心プラザ指定管理料：限度額 1,880,000 千円（令和3年度～令和8年度）

- 令和4年度にリニューアルする「くまもと森都心プラザ」（ビジネス支援施設、子育て支援施設、プラザ図書館等）の維持管理に係る経費。

（単位：千円）

費目	H28～ A	R4～ B	B-A	内容等
ビジネス支援施設	9名	13名	4名	・ビジネス支援施設の管理運営（4階から2階に移設） ※新たな機能として、次代の熊本の産業の担い手となるスタートアップ等への支援に取り組む。
管理運営経費	42,197	66,838	24,641	
（新）子育て支援施設		3名	3名	・子育て支援施設の管理運営（新） ※駅周辺の再開発による環境の変化や地域ニーズを踏まえ、子育て支援機能を付加する。
管理運営経費		13,313	13,313	
プラザ図書館	34名	34名	増減なし	・プラザ図書館の管理運営 ※2Fに移設するビジネス支援施設跡に図書館機能を拡充。
管理運営経費	127,776	150,715	22,939	
管理事務室	13名	13名	増減なし	・森都心プラザ施設全体の管理運営 ・プラザホールや会議室の管理運営
管理運営経費	146,520	148,979	2,459	
観光・郷土情報センター	8人	0名	皆減	・観光・郷土情報センターは解体 ※熊本駅総合観光案内所と役割重複のため
管理運営経費	28,152	0	▲ 28,152	
一般管理経費等	11,572	12,770	1,198	
合計（税込）A	391,839	431,877	40,038	
利用料金収入 B	42,094	55,037	12,943	※ホール等料金改定（+10%）及びスモールオフィス新設
指定管理料 A-B（端数調整）	349,200	<b>376,200</b>	27,000	※376,000千円 × 5か年 = <b>1,880,000千円</b>

#### （参考）「くまもと森都心プラザ」リニューアル後のイメージ



## 2 ビジネス支援施設の体制見直し

- ・ビジネス支援機能を強化するため、現在配置している経営相談員等の支援人材のほか、新たな支援人材としてメンター（先輩起業家やベンチャーキャピタルなど、事業立ち上げ等をサポートできる知見を有する者）を配置する。

### 新たな支援人材

#### ◆インキュベーションマネージャー

- ・主に、スタートアップ等の相談対応を行うほか、起業家予備軍の発掘に取り組む。
- ・スタートアップ等の起業支援実績を有し、域内外におけるネットワークを活用して継続的に起業家を輩出することができる人材。

#### ◆コミュニティコーディネーター

- ・主に、支援コミュニティを形成し、マッチング等のプログラムを開催する業務を担う。
- ・多様な支援機関とのネットワークを有し、支援コミュニティの規模拡大や成長に貢献できる人材。

## 3 その他の体制見直し

### (1) 子育て支援機能の付加

- ・既存の「おはなしの部屋」（読み聞かせ室）に、子育て支援機能を備えた「駅前子育てひろば（仮称）」を併設し、新たに保育士を配置する。

### (2) 図書館機能の拡充

- ・2Fに移転するビジネス支援センター跡に図書館機能を拡充し、書籍の展示面積を広げることで利用者のサービスの向上を図る。

## 4 施設使用料の見直し

### (1) 新規施設の使用料

- ・新たに設置する有料スモールオフィスの使用料について、他都市の類似インキュベーション施設の使用料を参考とし、月2,800円/㎡に設定する。

### (2) 既存施設の使用料

- ・ホール、会議室等の使用料について、市類似施設が昨年度にプラス10パーセントの改定を実施している状況を踏まえ、今回の指定管理更新に合わせてプラス10パーセントの改定を行う。

【参考】有料スモールオフィスとは…

- ・スタートアップ等が入居できる有料の貸しオフィス（入居期間：原則2年以内）
- ・入居者は、域内スタートアップのロールモデルとなる者を公募により選考。
- ・入居者に対しては、インキュベーションマネージャーやコミュニティコーディネーターによる伴走型支援を実施。

# 新しい生活様式に向けたビジネス支援拠点進出支援事業

産業振興課・東京事務所

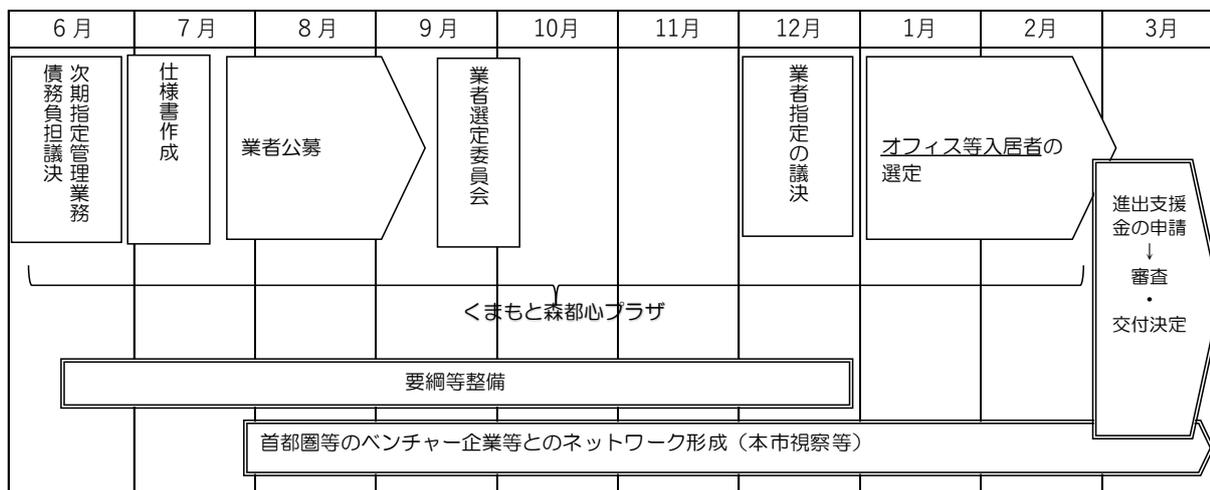
## 1 事業概要

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全国的にテレワークの実施や首都圏から地方への移住に対する関心が高まる中、首都圏等のベンチャー企業等に新たな進出先や移住先として本市を選択してもらうため、令和4年4月に開業予定のくまもと森都心プラザに整備する有料スモールオフィス等に入居する首都圏等のベンチャー企業等に対し進出支援金を交付するもの。

(進出支援金)

支給額	1,000 千円/社
予算額	3,000 千円(負担金補助及び交付金)(うち国費 1,500 千円)
支給上限数	3社
支給対象者	首都圏等から、くまもと森都心プラザの有料スモールオフィス等に入居し、本市における創業に関する社会的気運の醸成に寄与することが期待される革新的な技術又は手法を有する事業を行う者

## 2. スケジュール





# 競輪場施設再建経費について

競輪事務所

## 1 熊本競輪事業懇談会について

- (開催状況) 第1回 (R2. 11. 9 開催) 競輪事業の現状・課題、財政面での論点整理  
第2回 (R2. 12. 21 開催) 委員意見を基に調査・検証、課題と対応案整理  
第3回 (R3. 3. 19 書面開催) まとめ案に対する意見聴取、最終まとめ

### I 課題 (整理すべき論点)

- 財源不足額が1億円、一時的な資金不足額が10億円と見込まれ、この解消に必要な対応策の検討。
- 将来にわたり競輪事業の安定的経営が可能であることの検証。

### II 課題への対応

- ① 財源不足、一時的な資金不足解消の対応策の検討
  - ・ 他都市の競輪場整備でも事例がある市債 (競輪事業債) の活用
- ② 競輪事業の安定的経営の検証
  - ・ 一時的な資金不足を賄い、不測の事態に備えると、20億円の市債の発行が必要。
  - ・ 売上が毎年1.5%減少すると仮定した収支推計でも、再建後10年間、競輪事業債の償還を行いながら、一般会計に毎年2億円の繰出しが可能。
  - ・ 包括外部委託導入に向けた検討を深めるなど、民間活力を活用。
- ③ その他
  - ・ 競輪事業は、市財政への貢献 (これまで総額670億円超、震災後も10億円、今後も貢献可能)、競輪場は、自転車競技場としてアマチュア競技者にとって不可欠、また、地域コミュニティ・地域防災の観点からも重要。
  - ・ 競輪事業が市財政に貢献していることを広く市民に周知する必要がある。

### III まとめ

競輪事業債を発行した場合でも、将来にわたり、安定した経営が可能なが確認できた。このことから、競輪事業債を発行し、再建の財源不足と一時的な資金不足を賄うことにより、熊本競輪場再建の事業を再開することが望ましい。

前回までの検討会で、現地で、早期に、縮小再開という再建の方向性を整理してきたように、熊本競輪場ができる限り早期に再開し、また、地域やアマチュアスポーツ振興に大きく貢献できる施設となることを期待するものである。

## 2 熊本競輪場の再建について（予算・スケジュール）

### I 予算について

○令和3年度当初予算措置済 競輪場施設再建経費（解体工事） 320,000千円  
令和4年度 債務負担 480,000千円

○令和3年度6月補正予算計上 熊本競輪場再建にかかる詳細設計委託 90,000千円  
基本設計を踏まえた建築工事（建築・電気設備・機械設備）の詳細設計経費。  
（基本設計の見直し、メインスタンド・選手管理棟改修詳細設計、自転車競技練習棟増築詳細設計、第2支払棟解体設計等）

### II 再建整備スケジュール（案）

実施項目	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
解体	← 第1期解体 (バンク・サイドスタンド・バックスタンド) →			← 第2期解体 (第2支払棟) →	
再建	← 詳細設計 →	← バンク新設・建物改修 (メインスタンド・選手管理棟等) →		← 駐車場整備 →	← プレオープン →
			← 機能移転 →	← グランドオープン →	

### III イメージパース



# 熊本競輪事業懇談会

## 意見まとめ



2021年3月

# 【論点整理】

## 1. 再建のスケジュールについて

熊本地震から約5年が経過し、未だ、競輪場が被災したままの状況にあることは、関係団体等に不安を抱かせることに繋がりがねないことから、できる限り早い再建が必要。

再建までのスケジュールを次のとおり仮定する。

年度	(項目)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
実施項目	(解体)	バンク、サイドスタンド、バックスタンド解体			第2支払棟解体	
	(再建)	詳細設計	メインスタンド改修、選手管理棟改修 バンク建設		メインスタンドに機能移転	敷地造成、 場内駐車場整備 プレオープン (本場で競輪開催)

### ◆再建イメージ



現状（地震後）

- ・車券発売はサービスセンターで実施。
- ・第2支払棟内に発売に必要な機能を残置

再建の工程

- ①サイドスタンド、バックスタンド解体
- ②バンク解体、整備
- ③メインスタンド、選手管理棟の再建
- ④売場機能をメインスタンドに移転
- ⑤第2支払棟解体
- ⑥敷地の造成、場内駐車場整備



## 2. 事業費、財源等の見込について

競輪場再建の概算事業費と競輪事業会計で確保可能な財源額等を、現状で想定可能な金額で仮置きし、論点を整理。

### ① 基本設計段階での概算事業費 48 億円

・ 29 億円 → 42 億円 → 48 億円  
 (基本計画) (耐震補強追加等) (アスベスト除去費追加)

### ② 競輪事業会計で確保可能な財源見込み 47 億円 (事業費との差 1 億円)

・ R5 年度末までの基金残額 35 億円、残存の全駐車場売却 12 億円

#### ◆ 収支推計 (再開後、売上伸び率△1.5%/年)

(単位：億円)

項目	H26(次)	H27(次)	H28(次)	H29(次)	H30(次)	R1(次)	R2(予)	R3(推)	R4(推)	R5(推)	R6(推)	R7(推)	R8(推)	R9(推)	R10(推)	R11(推)	R12(推)	R13(推)	R14(推)	R15(推)
記念+通常開催 5/外小(歳上+自備)	108.53	115.50	82.66	77.10	76.40	67.26	73.81	75.00	75.00	75.00	100.00	98.50	97.02	95.57	94.13	92.72	91.33	89.96	88.61	87.28
① 車券売上	108.53	121.81	105.38	96.72	94.72	87.79	94.39	95.00	95.00	95.00	140.00	138.50	137.02	135.57	134.13	132.72	131.33	129.96	128.61	127.28
② 場外(委託)発売	4.43	5.11	3.69	3.24	2.50	2.17	6.50	5.50	5.50	5.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50
③ 雑入	0.93	1.49	2.74	2.17	2.42	2.91	16.58	14.84	14.84	14.84	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00
④ 駐車場売却収入	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.88	1.59	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
⑤ 前年度繰越金	3.05	2.20	3.31	2.50	1.91	0.74	1.76	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
収入合計 (X)	116.94	130.61	115.12	104.63	101.55	95.49	120.82	115.34	115.34	115.34	160.50	159.00	157.52	156.07	154.63	153.22	151.83	150.46	149.11	147.78
⑤ 払戻金	80.99	90.88	78.67	72.24	70.65	65.50	70.79	71.25	71.25	71.25	105.00	103.88	102.77	101.68	100.60	99.54	98.50	97.47	96.46	95.46
⑥ 人件費	2.61	2.59	1.80	1.75	1.73	1.72	2.91	2.91	2.91	2.91	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00
⑦ その他経費	28.14	29.63	22.54	20.53	20.43	20.51	42.12	37.10	37.10	37.10	45.30	45.30	45.30	45.30	45.30	45.30	45.30	45.30	45.30	45.30
⑧ 一般会計繰出	2.00	1.50	2.50	2.50	3.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
支出合計 (Y)	113.74	124.60	105.51	97.02	95.81	89.73	117.82	113.26	113.26	113.26	155.30	154.18	153.07	151.98	150.90	149.84	148.80	147.77	146.76	145.76
収支合計 (X) - (Y)	3.20	6.01	9.61	7.61	5.74	5.76	3.00	2.08	2.08	2.08	5.20	4.82	4.46	4.09	3.73	3.38	3.03	2.69	2.35	2.02
基金積立	1.00	2.70	7.11	5.70	5.00	4.00	3.00	2.08	2.08	2.08	5.20	4.82	4.46	4.09	3.73	3.38	3.03	2.69	2.35	2.02
翌年度繰越額	2.20	3.31	2.50	1.91	0.74	1.76	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
基金残高	3.00	5.42 (0.20増)	12.53	18.23	22.95 (0.20増)	25.96 (0.99増)	28.96	31.04	33.12	35.20	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00

#### ◆ 周辺駐車場：2 か所売却済、残存の駐車場 8 か所 (12 億円分)



③ プレオープンまでに確保可能財源 **38 億円（事業費との差 10 億円）**

- ・ R 5 年度末の基金残高 35 億円
- ・ プレオープン時も周辺駐車場は必要 → 残存駐車場のうち 3 億円分を売却  
(ランドオープン後に全駐車場を売却)

◆再建費用と財源確保の年次割

(単位:百万円)

区 分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7以降	合 計
設計	100					100
解体		100				100
整備		264	397			661
バンク改修	0	364	397	0		761
解体		713		234		947
改修		981	1,471			2,452
建物再建	0	1,694	1,471	234		3,399
外構その他		158		382		540
再建費用(A)	100	2,216	1,868	616	0	4,800
基金繰入金	100	1,886	1,534			3,520
駐車場売却		330			916	1,246
財 源 (B)	100	2,216	1,534	0	916	4,766
(B) - (A)	0	0	△ 334	△ 616	916	△ 34

一時的に約 10 億円の資金不足が見込まれる。

◆プレオープンまでに売却可能な駐車場（3 億円分）

駐車場 番号	面積 (㎡)	収容台数 (台)	参考価格 (千円)
0 番	766.94	46	89,156
1 番	2,369.67	103	(R 2 年度却済)
2 番	1,779.80	132	211,351
3 番	1,521.08	46	182,528
8 番	2,049.58	92	256,197
9 番	706.81	42	74,215
10 番	1,197.08	69	131,678
11 番	2,051.32	99	253,850
12 番	915.37	60	(R 元年度売却済)
大型バス	396.69	—	47,602
合計	13,754.34	689	1,246,577
プレオープン までに売却	8 番 + 9 番 =	134	330,412
ランドオープン 後に売却	1、8、9、12 番 を除く合計	392	916,165

## 【課題への対応等】

### 課題

- 財源不足の見込額 1 億円、一時的な資金不足の見込額 10 億円の解消に必要な対応策の検討。
- 将来にわたり競輪事業の安定的経営が可能であることの検証。

### 1. 財源不足、一時的な資金不足解消の対応策の検討

#### ① 財源の確保について

競輪事業会計から一般会計への繰出しを一定期間中止することや、周辺地区の雨水対策としての調整池設置を一般財源で実施することで、競輪場再建の新たな財源の確保が可能である。

しかし、市財政への貢献が競輪事業を実施する目的のひとつであること、及び、地域貢献や災害対応が競輪場再建の基本的な考えであることから、可能な限り一般会計の負担増にならない方法で実施すべきと考える。

#### ② 再建経費の削減について

再建する施設の規模は、競輪の運営に必要な機能をメインスタンドに集約するなど、必要最小限の再建計画になっており、また、必要な施設の改修についても、一部施設の機能更新を改修に止めるなど、経費を抑えた設計になっており、現段階で、これ以上の経費削減は難しいと考える。

#### ③ 既存改修と新築の比較について

これまで、既存施設を改修する手法で再建の検討を進めてきたが、再建費用が想定より大きく増加したことから、新築による再建の選択肢も視野に入れた検討も必要。

そこで、他の公営競技の事例を参考にした新築による場合の経費を算出し、既存改修との比較を行い、既存施設を改修するほうが安価に整備できることから、既存改修で実施すべきものとする。

#### ④ 市債（競輪事業債）の活用

新たな財源確保や再建費用の削減が困難なことから、再建費用の財源不足と一時的な資金不足を賄うには、他都市の競輪場整備に活用事例がある市債（競輪事業債）の活用が、現実的な手段と思われる。

#### ◆大規模改修等（事業規模 15 億円以上）の状況（抜粋）

起債等	競輪場名	施設整備の内容	事業期間	事業費 (単位：億円)	財源内訳
○	函館競輪	メイン・バンク・プレスセンター・選手宿舎・管理棟改修	H12～14	57	起債33億・その他24億
	いわき平競輪	メイン・バックスタンド等改修	H15～21	148	全額基金取崩
	取手競輪	メイン・バックスタンド改修	H23～26	29.4	全額基金取崩
	宇都宮競輪	スタンド全面改修	H19～21	35	全額基金取崩
	立川競輪	メイン及び第2スタンド改修	H27～28	24.4	全額基金取崩
	千葉競輪	新競輪場建設	H29～R3		
	平塚競輪	メインスタンド・第一コーナー棟改修	H25～29	45	全額基金取崩
	静岡競輪	投票所等改修	H19～24	23.9	基金取崩・収益金
○	豊橋競輪	メインスタンド	H5～8	30	起債・収益金
○	岸和田競輪	管理棟メイン改修・スタンド解体・耐震	H30～R3	31.5	起債28.7億・基金取崩2.5億・その他0.3億
○	玉野競輪	旧観覧席撤去・メイン新築	R2～3	20	基金取崩15億・起債5億(予定)
○	松山競輪	移転新築	H14～17	151	基金取崩73億・起債61億・収益17億
○	高知競輪	新競輪場建設	H9～11	140	起債93億・その他47億
○	小倉競輪	北九州メディアドーム建設	H7～10	293	起債231億・基金取崩44億・収益16億・一般会計2億
○	武雄競輪	メイン等建設・機械電気設備・旧施設解体	H26～28	15.7	基金取崩6.1億・一般会計5億・水道会計4億・収益0.6億
	別府競輪	メインスタンド等改修	H16～18	21	全額基金取崩

## 2. 競輪事業の安定的経営の検証

### ① 競輪事業債の発行額について

競輪事業債の発行は、将来の収益により償還を行うことから、競輪事業債を発行しても、将来的に安定した競輪事業の経営が担保されることが前提である。

また、再建後も、災害等の不測の事態が生じた場合は、一般財源に頼ることなく競輪事業の経費で対応しなければならないことから、基金の一部を留保し、不測の事態に備えるために10億円、一時的な資金不足を賄うために10億円、合計20億円の競輪事業債の発行が必要であると考えます。

### ② 将来推計による安定経営の確認について

これまで、競輪事業の検討にあたり、10年間を収支推計が可能な期間としてきたことから、競輪事業債の償還期間も、10年間とすることが妥当と考える。

そこで、平成26年度以降、微増傾向にある全国競輪の車券売上のトレンドとは逆に、売上が毎年1.5%減少すると仮定した収支推計を行った場合でも、熊本競輪は再建後10年間、競輪事業債の償還（償還利率0.2%/年想定）を行いながら、一般会計に毎年2億円の繰出しが可能であることが確認できた。

#### ◆ 起債償還想定 of 収支推計（再開後の売上△1.5%/年で推移した場合）（単位：億円）

項目	H26(決)	H27(決)	H28(決)	H29(決)	H30(決)	R1(決)	R2(予)	R3(推)	R4(推)	R5(推)	R6(推)	R7(推)	R8(推)	R9(推)	R10(推)	R11(推)	R12(推)	R13(推)	R14(推)	R15(推)
記念+通常開催 の対外小（借上-自働）	108.53	115.50	82.66	77.10	76.40	67.26	73.81	75.00	75.00	75.00	100.00	98.50	97.02	95.57	94.13	92.72	91.33	89.96	88.61	87.28
①車券売上	108.53	121.81	105.38	96.72	94.72	87.79	94.39	95.00	95.00	95.00	140.00	138.50	137.02	135.57	134.13	132.72	131.33	129.96	128.61	127.28
②場外（委託）発売	4.43	5.11	3.69	3.24	2.50	2.17	6.50	5.50	5.50	5.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50	8.50
③雑入	0.93	1.49	2.74	2.17	2.42	2.91	16.58	14.84	14.84	14.84	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00
④駐車場売却収入	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.88	1.59	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
⑤前年度繰越金	3.05	2.20	3.31	2.50	1.91	0.74	1.76	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
<b>収入合計 (X)</b>	<b>116.94</b>	<b>130.61</b>	<b>115.12</b>	<b>104.63</b>	<b>101.55</b>	<b>95.49</b>	<b>120.82</b>	<b>115.34</b>	<b>115.34</b>	<b>115.34</b>	<b>160.50</b>	<b>159.00</b>	<b>157.52</b>	<b>156.07</b>	<b>154.63</b>	<b>153.22</b>	<b>151.83</b>	<b>150.46</b>	<b>149.11</b>	<b>147.78</b>
⑤払戻金	80.99	90.88	78.67	72.24	70.65	65.50	70.79	71.25	71.25	71.25	105.00	103.88	102.77	101.68	100.60	99.54	98.50	97.47	96.46	95.46
⑥人件費	2.61	2.59	1.80	1.75	1.73	1.72	2.91	2.91	2.91	2.91	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00
⑦その他経費	28.14	29.63	22.54	20.53	20.43	20.51	42.12	37.10	37.10	37.10	45.30	45.30	45.30	45.30	45.30	45.30	45.30	45.30	45.30	45.30
⑧一般会計繰出	2.00	1.50	2.50	2.50	3.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
<b>支出合計 (Y)</b>	<b>113.74</b>	<b>124.60</b>	<b>105.51</b>	<b>97.02</b>	<b>95.81</b>	<b>89.73</b>	<b>117.82</b>	<b>113.26</b>	<b>113.26</b>	<b>113.26</b>	<b>155.30</b>	<b>154.18</b>	<b>153.07</b>	<b>151.98</b>	<b>150.90</b>	<b>149.84</b>	<b>148.80</b>	<b>147.77</b>	<b>146.76</b>	<b>145.76</b>
<b>収支合計 (X) - (Y)</b>	<b>3.20</b>	<b>6.01</b>	<b>9.61</b>	<b>7.61</b>	<b>5.74</b>	<b>5.76</b>	<b>3.00</b>	<b>2.08</b>	<b>2.08</b>	<b>2.08</b>	<b>5.20</b>	<b>4.82</b>	<b>4.46</b>	<b>4.09</b>	<b>3.73</b>	<b>3.38</b>	<b>3.03</b>	<b>2.69</b>	<b>2.35</b>	<b>2.02</b>
基金積立	1.00	2.70	7.11	5.70	5.00	4.00	3.00	2.08	2.08	2.08	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
翌年度繰越額	2.20	3.31	2.50	1.91	0.74	1.76	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
基金残高	3.00	5.42 (0.28増)	12.53	18.23	22.95	25.96	28.96	31.04	33.12	35.20	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00

- スケジュール：R3年度 設計業務  
R4～6年度 再建工事  
R6年度 プレオープン
  - 再建費用：4.8億円
  - 財源：基金2.5億円（※）  
駐車場売却3億円  
起債2.0億円（10年償還）
- ※R5年度末基金残3.5億円から1.0億円を留保、2.5億円を財源とする。

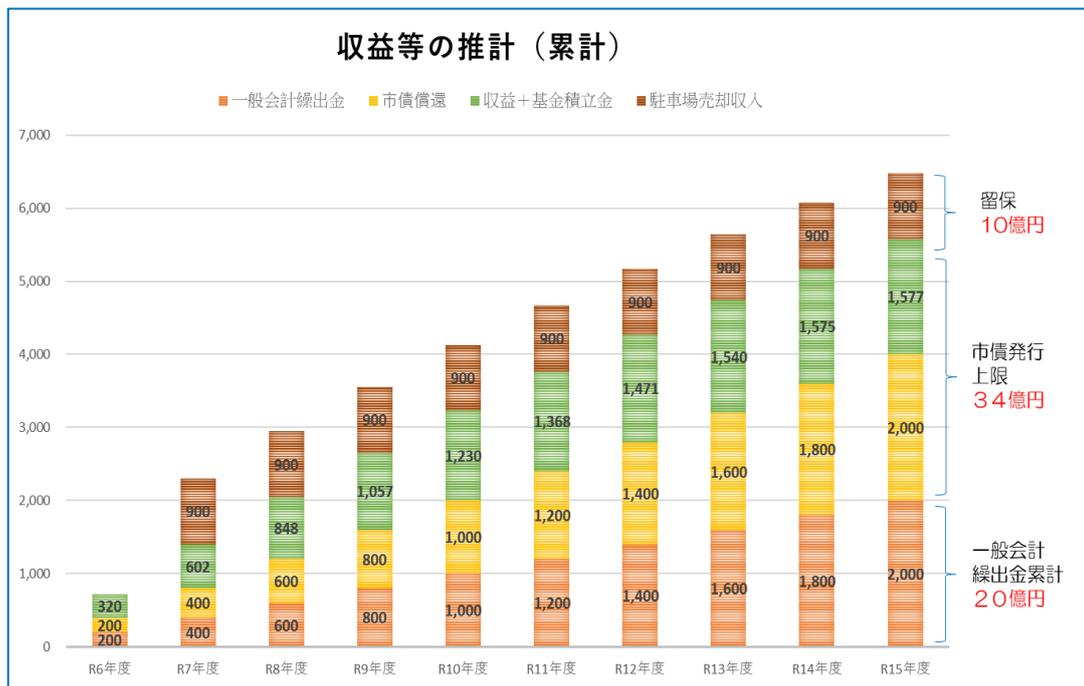
再開後の収支	R6(推)	R7(推)	R8(推)	R9(推)	R10(推)	R11(推)	R12(推)	R13(推)	R14(推)	R15(推)
単年度収支 (A)	5.20	4.82	4.46	4.09	3.73	3.38	3.03	2.69	2.35	2.02
駐車場の売却 (B)		9.00								
起債の償還 (C)	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
起債償還後の収益 (A+B-C)	3.20	11.83	2.46	2.09	1.73	1.38	1.03	0.69	0.35	0.02
収益の累計	3.20	15.03	17.48	19.57	21.31	22.69	23.72	24.41	24.76	24.78

競輪事業債発行にあたっては、事前に収支計画等を総務省に提出・協議し、市債の発行について同意を得なければならない。

このことから、熊本競輪場の再建の必要性と競輪事業債の発行について理解を得られるよう、国と十分な協議が必要である。

なお、収支推計では、最大 34 億円まで競輪事業債を発行しても、2 億円の一般会計繰出と競輪事業債の償還が可能であることが確認できた。

◆市債発行上限額の考察（再開後の売上△1.5%/年で推移した場合）



③ 民間活力の活用について

競輪事業の経営の効率化を図り、安定した競輪事業の運営を継続していくため、再開後の包括外部委託導入に向けた検討を深めていくと共に、ネーミングライツの検討など、民間活力を活用していくことが必要。

④ 将来を見据えた再建について

熊本地震の発生から約 5 年が経過し、今後、さらに数年の再建期間を要することから、再開後のライフサイクルコストを意識した再建とすべきである。

したがって、再建経費を抑制するため現状復旧に留めた設備については、更新を行うなど将来を見据えた再建を実施していくことが必要。

### 3. 市財政への貢献

地方自治体にとって、競輪事業を実施する最大の意義は、市財政への貢献である。

熊本競輪は、昭和25年の開設以来、これまで、総額670億円以上を一般会計に繰出しており、その役割を十分に果たしているところである。

競輪事業による全国の売上は平成26年度以降、微増傾向が続いており、また、熊本競輪場が、震災後も場外発売継続により競輪ファンを引き留め続けてきたこと等を考慮すると、熊本競輪場の収支見積を行う上で憂慮する需要背景は無いと推察され、熊本競輪場の潜在的収益力も維持されていると考えられる。

したがって、熊本市の競輪事業は、今後も継続して一般会計に繰出すことが可能であり、熊本地震からの復興財源に、また、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止等の対策に必要な財源に寄与するものとする。

### 4. 基本理念の実現

平成30年に策定した施設整備基本計画には3つの基本理念が掲げられており、再建にあたっては、この基本理念の実現が不可欠である。

特に、競輪場は、競輪のみならず、アマチュアスポーツ振興のための自転車競技場として、将来の競輪選手やオリンピック選手を目指す高校生をはじめとしたアマチュア競技者にとっても、欠かせない施設である。

全国のほとんどの都道府県に、競輪場又は自転車競技場が整備されており、アマチュア競技等の練習や大会開催時に活用されている。仮に競輪事業を廃止する場合も「自転車競技場」への転用が必要となる。

- |           |                           |
|-----------|---------------------------|
| 施設整備の基本理念 | 1. 機能が集約された競輪場            |
|           | 2. 地域防災、地域コミュニティの拠点となる競輪場 |
|           | 3. アマチュアスポーツの振興の拠点となる競輪場  |

### 5. 市民への周知

競輪事業が市財政に貢献していることを広く市民に知っていただくことも必要。

例えば、繰出金の用途をスポーツ振興に限定することなども一つの方法で、競輪事業が役立っていることがより明確になると思われる。

また、競輪場の再建で、調整池が整備されることや、自転車競技場として活用できるなど、競輪場が、地域貢献、地域防災、アマチュアスポーツ振興に貢献するものであることをアナウンスしていくことが必要。

## 6. まとめ

競輪場再建の事業を進める中で、再建費用の増加により、財源と一時的な資金不足という課題が生じた。

これらの課題を解消するためには、他都市の競輪施設整備事業で活用事例がある競輪事業債の活用が最も現実的な手法であり、熊本競輪事業で競輪事業債を発行し将来収益による償還を行った場合でも、将来にわたり、安定した熊本競輪事業の経営が可能であることが確認できた。

このことから、競輪事業債を発行し、再建の財源不足と一時的な資金不足を賄うことにより、熊本競輪場再建の事業を再開することが望ましい。

前回までの検討会で、現地で、早期に、縮小再開という再建の方向性を整理してきたように、熊本競輪場ができる限り早期に再開し、また、地域やアマチュアスポーツ振興に大きく貢献できる施設となることを期待するものである。

## 〇くまもと森都心プラザ条例（平成22年条例第120号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、多様な情報の収集及び蓄積を基礎として、本市の魅力<u>の創造及び発信並びに人材及び地域の産業の育成をするとともに、地域における子育て支援を推進する</u>ことにより、人、情報及び文化の交流の促進を図り、豊かさと活力を生み出すための拠点施設であるくまもと森都心プラザ（以下「プラザ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（位置）</p> <p>第2条 プラザの位置は、熊本市西区春日1丁目14番1号とする。</p> <p>（設置）</p> <p>第3条 プラザに、次条第1号から<u>第4号</u>まで及び<u>第6号</u>に規定する事業を行う地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に基づく公の施設及び図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づく図書館を設置する。</p> <p>2 プラザは、前項に規定する施設の相互の連携を図ることにより、総合的に運営されなければならない。</p> <p>3 第1項に規定する図書館の管理及び運営については、この条例に定めるもののほか、熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）の定めるところによる。</p> <p>（事業）</p> <p>第4条 プラザにおいては、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 観光情報及び郷土情報の提供に関すること。</p> <p>(2) 中小企業の経営及び創業の支援に関すること。</p> <p>(3) 文化の振興及び交流に関すること。</p> <p><u>(4) 子育て支援に関すること。</u></p> <p><u>(5) 熊本市立図書館設置条例（昭和28年条例第62号）第2条（第4号及び第5号を除く。）に掲げる事業その他の図書館の管理及び運営に関すること。</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。</u></p> <p><u>（地域子育て支援拠点事業の利用者の範囲）</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、多様な情報の収集及び蓄積を基礎として、本市の魅力<u>を創造し発信するとともに、人材及び地域の産業を育成する</u>ことにより、人、情報及び文化の交流の促進を図り、豊かさと活力を生み出すための拠点施設であるくまもと森都心プラザ（以下「プラザ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（位置）</p> <p>第2条 プラザの位置は、熊本市西区春日1丁目14番1号とする。</p> <p>（設置）</p> <p>第3条 プラザに、次条第1号から<u>第3号</u>まで及び<u>第5号</u>に規定する事業を行う地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に基づく公の施設及び図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づく図書館を設置する。</p> <p>2 プラザは、前項に規定する施設の相互の連携を図ることにより、総合的に運営されなければならない。</p> <p>3 第1項に規定する図書館の管理及び運営については、この条例に定めるもののほか、熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）の定めるところによる。</p> <p>（事業）</p> <p>第4条 プラザにおいては、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 観光情報及び郷土情報の提供に関すること。</p> <p>(2) 中小企業の経営及び創業の支援に関すること。</p> <p>(3) 文化の振興及び交流に関すること。</p> <p><b>【新設】</b></p> <p><u>(4) 熊本市立図書館設置条例（昭和28年条例第62号）第2条（第4号及び第5号を除く。）に掲げる事業その他の図書館の管理及び運営に関すること。</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。</u></p>



(スモールオフィスの使用者の範囲等及び使用期間)

第6条の2 スモールオフィスについては、本市における創業に関する社会的気運の醸成に寄与することが期待される革新的な技術又は手法を有する事業を行う者であつて、次の各号のいずれにも該当するものうち、市長が適当と認めるものに限り使用することができる。

- (1) スモールオフィスの使用を開始する時点で事業を行っている者であること。
- (2) スモールオフィスからの退去後も本市において事業を行う計画を有する者であること。
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがない事業を行う者であること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める要件に該当する者であること。

2 前条第2項から第6項までの規定は、スモールオフィスの公募の方法及び使用期間について準用する。この場合において、同条第4項中「1年以内」とあるのは、「2年以内」と読み替えるものとする。

(使用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用を許可しないことができる。

- (1) プラザの設置目的に反する使用をするおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 施設等を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) プラザの管理上支障があるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、使用が不適當であるとき。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第1号から第5号までに規定する事由が生じたとき。
- (2) 使用の許可に付した条件に違反したとき。

**【新設】**

(使用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用を許可しないことができる。

- (1) プラザの設置目的に反する使用をするおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 施設等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) プラザの管理上支障があるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、使用が不適當であるとき。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第1号から第5号までに規定する事由が生じたとき。
- (2) 使用の許可に付した条件に違反したとき。

- (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。
- (5) 創業支援室の使用の許可については、第6条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

(6) スモールオフィスの使用の許可については、第6条の2第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

2 施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が前項の規定による使用の許可の取消し等により損害を受けても、市は、その責めを負わない。

（使用料）

第9条 施設等の使用料等は、別表第1、別表第2及び別表第3に定めるとおりとする。

2 施設等の使用料は、前納とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) やむを得ない事由により使用の許可を受けた使用時間を超過して託児室を使用した場合におけるその超過した時間に係る使用料
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、施設等の使用料を減免することができる。

第10条～第20条 【略】

（指定管理者が行う業務）

第21条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設等の使用の許可（第6条第3項の規定及び第6条の2第2項において準用される第6条第3項の規定による選考を含む。）及びその取消し並びに停止の命令に関する業務
- (2) プラザの維持管理に関する業務
- (3) 第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、プラザの管理運営上市長又は委員会が必要と認める業務

（利用料金）

第22条 第19条第2項の規定により指定された指定管理者は、施設等の使用に係る

- (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。
- (5) 創業支援室の使用の許可については、第6条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

**【新設】**

2 施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が前項の規定による使用の許可の取消し等により損害を受けても、市は、その責めを負わない。

（使用料）

第9条 施設等の使用料等は、別表第1、別表第2及び別表第3に定めるとおりとする。

2 別表第2及び別表第3に定める使用料は、前納とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) やむを得ない事由により使用の許可を受けた使用時間を超過して託児室を使用した場合におけるその超過した時間に係る使用料
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、別表第2又は別表第3に規定する使用料を減免することができる。

第10条～第20条 【略】

（指定管理者が行う業務）

第21条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設等の使用の許可（第6条第3項の規定による選考を含む。）及びその取消し並びに停止の命令に関する業務
- (2) プラザの維持管理に関する業務
- (3) 第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、プラザの管理運営上市長又は委員会が必要と認める業務

（利用料金）

第22条 第19条第2項の規定により指定された指定管理者は、施設等の使用に係る

料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として収受することができる。この場合において、第9条（別表第1備考に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

- 2 利用料金は、別表第1、別表第2及び別表第3に定める額を超えない額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 第9条に規定する使用料を納付した者は、当該使用料に係る施設等の使用について、利用料金を納付する義務を負わないものとする。
- 4 利用料金は、前納とする。ただし、規則で定める場合は、後納とすることができる。
- 5 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減免することができる。
- 6 使用者は、既納の利用料金の還付を受けることができない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

第23条～第26条 【略】

附則 【略】

別表第1（第9条関係）

施設名	使用料
創業支援室	無料
スモールオフィス	1平方メートル当たり1月につき 2,800円

備考 共益費用は、使用者の負担とする。

別表第2（第9条関係）

(1) ホール、多目的室及び会議室使用料

施設名及び使用日	使用時間区分			摘要
	午前	午後	夜間	
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	
ホール	平日	10,700円	16,000円	21,500円
	土曜日、日曜日及び休日	12,800円	19,300円	25,800円
多目的室	3,900円	5,100円	6,200円	

料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として収受することができる。この場合において、第9条（別表第1備考に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

- 2 利用料金は、別表第1、別表第2及び別表第3に定める額を超えない額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 第9条に規定する使用料を納付した者は、当該使用料に係る施設等の使用について、利用料金を納付する義務を負わないものとする。
- 4 利用料金は、前納とする。ただし、規則で定める場合は、後納とすることができる。
- 5 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減免することができる。
- 6 使用者は、既納の利用料金の還付を受けることができない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

第23条～第26条 【略】

附則 【略】

別表第1（第9条関係）

施設名	使用料
創業支援室	無料
<u>【新規】</u>	

備考 共益費用は、使用者の負担とする。

別表第2（第9条関係）

(1) ホール、多目的室及び会議室使用料

施設名及び使用日	使用時間区分			摘要
	午前	午後	夜間	
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	
ホール	平日	9,800円	14,600円	19,600円
	土曜日、日曜日及び休日	11,700円	17,600円	23,500円
多目的室	3,600円	4,700円	5,700円	

	<u>2,600円</u>	<u>3,300円</u>	<u>4,000円</u>	同一の使用時間区分内においてホールと同時に使用する場合
A会議室	<u>2,600円</u>	<u>3,400円</u>	<u>4,100円</u>	
B会議室	<u>2,800円</u>	<u>3,700円</u>	<u>4,500円</u>	
C会議室	<u>2,000円</u>	<u>2,700円</u>	<u>3,400円</u>	
D会議室	<u>1,700円</u>	<u>2,300円</u>	<u>2,700円</u>	

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 使用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合において規則で定める場合に該当するとき、又は商業活動その他これに類する目的で使用する場合において規則で定める場合に該当するときは、使用料の10割に相当する額を加算する。ただし、使用時間区分の1区分全部を準備に充てるときは、この限りでない。
- 3 使用時間の延長又は繰上げは、1時間以内に限りできるものとし、延長した時間の使用料については直前の使用時間区分、繰り上げた時間の使用料については直後の使用時間区分の使用料の3割とする。ただし、使用時間区分が2以上にわたる場合の当該区分間の時間の使用料については、この限りでない。
- 4 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合で、午後10時から翌朝午前9時までの間における使用料は、1時間につき使用する時間の属する日の夜間の使用時間区分における使用料の3割とする。この場合において、1時間未満の端数は、1時間として計算する。

(2) 託児室使用料

施設	区分	使用時間	使用料
託児室	一時預かり 使用	午前9時から午後5時まで	幼児1人1時間につき 500円
	専用使用	午後6時から午後10時まで	<u>1,900円</u>

	<u>2,400円</u>	<u>3,000円</u>	<u>3,700円</u>	同一の使用時間区分内においてホールと同時に使用する場合
A会議室	<u>2,400円</u>	<u>3,100円</u>	<u>3,800円</u>	
B会議室	<u>2,600円</u>	<u>3,400円</u>	<u>4,100円</u>	
C会議室	<u>1,900円</u>	<u>2,500円</u>	<u>3,100円</u>	
D会議室	<u>1,600円</u>	<u>2,100円</u>	<u>2,500円</u>	

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 使用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合において規則で定める場合に該当するとき、又は商業活動その他これに類する目的で使用する場合において規則で定める場合に該当するときは、使用料の10割に相当する額を加算する。ただし、使用時間区分の1区分全部を準備に充てるときは、この限りでない。
- 3 使用時間の延長又は繰上げは、1時間以内に限りできるものとし、延長した時間の使用料については直前の使用時間区分、繰り上げた時間の使用料については直後の使用時間区分の使用料の3割とする。ただし、使用時間区分が2以上にわたる場合の当該区分間の時間の使用料については、この限りでない。
- 4 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合で、午後10時から翌朝午前9時までの間における使用料は、1時間につき使用する時間の属する日の夜間の使用時間区分における使用料の3割とする。この場合において、1時間未満の端数は、1時間として計算する。

(2) 託児室使用料

施設	区分	使用時間	使用料
託児室	一時預かり 使用	午前9時から午後5時まで	幼児1人1時間につき 500円
	専用使用	午後6時から午後10時まで	<u>1,800円</u>

備考

- 1 一時預かり使用とは保育士が常駐する託児室に個人が幼児の保育を委託する使用形態とし、専用使用とは使用者が自らの責任により託児室全室を使用する形態とする。
- 2 一時預かり使用の場合の対象となる幼児は、プラザの利用者が保育する満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者とし、当該使用時間は、幼児1人当たり1回につき3時間以内とする。
- 3 一時預かり使用の場合の1時間未満の端数は、1時間として計算する。

別表第3（第9条関係）

(1) 冷暖房設備使用料

施設名	使用料
ホール	1時間につき <u>2,200円</u>

備考 1時間未満の端数は、1時間として計算する。

(2) 附属設備使用料【略】

備考

- 1 一時預かり使用とは保育士が常駐する託児室に個人が幼児の保育を委託する使用形態とし、専用使用とは使用者が自らの責任により託児室全室を使用する形態とする。
- 2 一時預かり使用の場合の対象となる幼児は、プラザの利用者が保育する満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者とし、当該使用時間は、幼児1人当たり1回につき3時間以内とする。
- 3 一時預かり使用の場合の1時間未満の端数は、1時間として計算する。

別表第3（第9条関係）

(1) 冷暖房設備使用料

施設名	使用料
ホール	1時間につき <u>2,000円</u>

備考 1時間未満の端数は、1時間として計算する。

(2) 附属設備使用料【略】

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項から第4項までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 くまもと森都心プラザの指定管理者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、施行日以後の施設等（この条例による改正後のくまもと森都心プラザ条例（以下「新条例」という。）第5条第1項の施設等をいう。次項において同じ。）（スモールオフィスを除く。）の使用について、新条例の規定の例により利用料金を徴収するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の公布の日前において、施行日以後の施設等の使用の申請をしていた者に係る利用料金については、なお従前の例による。

(施行前の使用許可等に関する特例)

- 4 くまもと森都心プラザの指定管理者は、施行日前においても、新条例第5条、第6条の2、第7条、第8条第1項及び第22条第5項の規定の例により、スモールオフィスの使用許可等に関し必要な行為を行うことができる。